

# 令和6年度岐阜県就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 実施要綱

## 第1 目的

岐阜県において、障がい者の工賃向上に資する効果的な取組を行うため、障害者就労施設が行う生産設備の導入をモデル事業として行い、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図る。

## 第2 実施主体

本事業の実施主体は、経営改善計画書若しくは賃金向上計画を県に提出している就労継続支援A型事業所、県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している就労継続支援B型事業所又は県が認めた就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所（以下、「障害者就労施設」という。）とする。

## 第3 定義

「生産設備」とは、例えば、印刷製本設備、パン製造設備、菓子類製造設備、厨房設備等をいう。

## 第4 事業内容等

- (1) 県は、管内の障害者就労施設からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、障害者の工賃向上に資する生産設備導入に要する費用を補助する。  
また、補助対象は事業所が生産活動を行う際に使用する「生産設備」であり、導入に必要なものに限る。
- (2) 県は、本事業により障がい者の工賃向上に資する生産設備を導入した障害者就労施設に対し、当該事業の実施状況について、実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の3月末日までに報告を求める。
- (3) 県は、本事業により生産設備を導入した障害者就労施設に対し、別紙事業報告書に基づいて生産設備導入前後の比較を行い、障がい者の工賃向上に資する効果を検証のうえ、好事例について報告させるとともに、これらを取りまとめの上、事業完了の2ヶ月後の末日までに国に報告する。  
また、県は、全国の障害者就労施設における生産設備の導入の参考に資するよう、生産設備を導入した障害者就労施設に対し、導入効果等についてホームページ等により公表させるとともに、これらの公表状況について取りまとめ、生産設備の導入モデルとして、県のホームページに掲載する等により広く情報提供する。

## 第5 留意事項

- ・障害者就労施設が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示

した業者を選定する。

- ・生産設備の更新により、工賃向上に資することが想定される場合には、生産設備の更新を認めることとし、単なる生産設備の老朽化に伴う生産設備の更新は補助対象とならないこととする。

## 第6 経費の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、本事業は就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業の補助金と補助対象が重複することから、併給できないこととする。